

1 平成 28 年 5 月 2 日 月曜日

官 報

(号外特第 25 号)

明治二十五年三月二十一日  
第三種郵便物認可(号外)  
独立行政法人国立印刷局

日 次

## (政 令)

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令(政令第二二二号)(文部科学省)
- 平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により災害共済給付契約に係る共済掛金を支払うことができない場合における支払期限の延長等について定めることとした。(附則第一条の三関係)
- 平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対応し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二二二三号)(内閣府本府)
- 平成二十八年熊本地震による災害を特定非常災害として指定することとした。(第一条関係)
- 平成二八年熊本地震による災害に對し、次に掲げる措置を適用することとした。(第二条関係)
  - (一) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置
  - (二) 期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置
  - (三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置
  - (四) 相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に関する政令(文部科学二五)
- 平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由による共済掛金を支払うことができない場合における支払期限の延長等について定める件(国家公安委一五)

## 本号で公布された法令のあらまし

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令をこの号に公布する。

御名 御璽

## 政 令

平成二十八年五月二日

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 普 義偉

## 政令第二百十一号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六百六十一号)第十七条第三項及び第五項(これら)の規定を同法附則第八条第二項において適用する場合を含む。の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成十五年政令第三百六十九号)の一部を次のようにより改正する。

附則第二条の二の次に次の一条を加える。  
(平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由による共済掛金の支払期限の延長等)

第一条の三 センターは、平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の三の規定により延長された支払期限」とする。

附則第五条第三項中「及び附則第一条の二」を「並びに附則第一条の二及び第一条の三」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

## (告 示)

御名 御璽

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対応し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

文部科学大臣 駆 浩  
内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 普 義偉内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 普 義偉

## 政令第二百十三号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定期にに関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項並びに第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

## (特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の特定非常災害として平成二十八年熊本地震による災害を指定し、同年四月十四日を同項の特定非常災害発生日として定める。

## (特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第六条までに規定する措置を指定する。

## (延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十八年九月三十日とする。

## (免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十八年七月二十九日とする。

## (法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成三十年四月十三日とする。

## (延長の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、熊本県の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成二十八年十二月二十八日とする。

この政令は、公布の日から施行する。

## 附 則

## 省 令

## 内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 菅 義偉

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 岩城 光英

## 第 一 条

○文部科学省令第二十五号  
独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成十五年政令第三百六十九号)第六条第二号(同令附則第五条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二日  
独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一条の二中「第二十七条」を「同条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長)

第一条の二 令附則第一条の三の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第一条の二の規定により延長された支払期限とする。

附則第六条中「及び附則第一条の二」を「並びに附則第一条の二及び第一条の三」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

## 告 示

## ○國家公安委員会告示第十五号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十八年政令第二百十三号)により指定された平成二十八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置について次のとおり定める。

平成二十八年五月一日

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律第三条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置(以下「満了日延長措置」という。)の対象者は、次の表の上欄に掲げる法令の条項ごとに、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法(昭和二十一年法律第一百八号)が適用された市町村の区域に住所(警備業法(昭和四十七年法律第百七十七号)第五条第四項及び道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十二条の八第六項の規定による特定権利利益)については、その主たる営業所又は主たる事務所の所在地)を有する者又は法人であつて同表の下欄に掲げるものとし、満了日延長措置による延長後の満了日は、平成二十八年九月三十日とする。

対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項

第六条 第五条の二第一項第一号

銃砲刀剣類等取締法(昭和三十三年法律一号)

銃砲刀剣類等取締法第五条の二第三項第一号

銃砲刀剣類等取締法第五条の二第三項第二号

銃砲刀剣類等取締法第五条の二第三項第三号

銃砲刀剣類等取締法第五条の二第一項第一号

銃砲刀剣類等取締法第五条の二第一項第二号

銃砲刀剣類等取締法第五条の二第一項第三号

銃砲刀剣類等取締法第五条の二第一項第四号

銃砲刀剣類等取締法第五条の二第一項第五号

## 附 則

## ○國家公安委員会委員長 河野 太郎

国家公安委員会委員長 河野 太郎

講習修了証明書の交付を受けている者

現に許可済猟銃を所持している者

教習修了証明書の交付を受けている者

教習修了証明書の交付を受けている者

教習修了証明書の交付を受けている者

教習修了証明書の交付を受けている者

教習修了証明書の交付を受けている者

教習修了証明書の交付を受けている者

教習修了証明書の交付を受けている者

教習修了証明書の交付を受けている者

規定期による獵銃又は空気銃の所持の許可(同法第七条の三第二項の規定により更新された許可)を除くことを受けた者